

## たき火・野焼きを実施される皆さまへ

### ◆消防署への届出

たき火、野焼き等火災と紛らわしい煙を発生する行為をされる場合は、宮津与謝消防組合火災予防条例により、事前に消防署への届出が必要になりますので、次の事項を別紙により届出してください。なお、電話等による口頭での届け出も可能です。

1、行為者の氏名・住所・連絡先 2、実施日時 3、実施場所 4、燃やすもの

※消防署はたき火等の焼却行為を許可してはおりません。

### ◆たき火、野焼き等による火災に注意してください

たき火、野焼き等をされる場合は、次の事に注意し安全に行ってください。

- 1、乾燥又は強風注意報等が発表されたときは別の日にするなど控えてください。
- 2、水バケツ、水道ホース及び消火器具などの消火の準備をしてください。
- 3、火が消えるまでは、その場を離れないようにしてください。
- 4、燃やすものが多い場合は、煙がたくさん出ないように少しずつ燃やしてください。

### ◆焼却行為について

廃棄物の焼却行為は、一部の例外を除き禁止されています。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

1. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例) 正月の「しめ縄、門松等」をたく行為(どんど焼き)、塔婆の供養焼却等
2. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(例) 焼き畑、農作業に付随するあぜ等の草及び下枝の焼却
3. たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの等  
(例) たき火、キャンプファイヤー等

※廃棄物に関するお問合わせは、各市町の担当課にお問い合わせください。